平成１９年度「まちめぐりナビプロジェクト（まちナビ）」　応募要領（抄）

目　次

１．プロジェクトの目的
２．実施主体
３．実施期間
４．費用に関する国の負担
５．応募のための提出書類
６．応募期間
７．応募要件
８．実施地域の選定
９．その他応募にあたっての留意事項
１０．国土交通省担当窓口
１１．計画書様式への記入要領

１．プロジェクトの目的

観光立国の実現に向け、観光客の移動円滑化を図ることが求められています。このため国土交通省としては、地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進することを目的とします。

２．実施主体（応募主体）

プロジェクトの趣旨に沿って事業を実施しようとする単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関は、事業の基本構想等を策定するために関係者*からなる協議会を設置して、事業計画書を作成します。（応募の段階では「協議会」が設置されている必要はありません。）この協議会は、事業実施にあたっての中心的な役割を果たします。

〔* 関係者とは、市町村、都道府県、地方運輸局企画観光部、地方整備局企画部、地方整備局道路部、有識者、警察、観光協会、観光関係事業者、ＮＰＯ団体、地元関係者、民間事業者等が候補として挙げられます。〕

３．実施期間

事業の実施期間は平成１９年度中となります。（ただし、公募以外の事業の実施期間はこれに拠りません。）事業終了後、同年度内に結果をとりまとめ報告して頂く予定です。

４．費用に関する国の負担

実施にあたっては国と地方公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ相応の取り組みを行うことを前提とします。本プロジェクトにより国が負担できる費用は、実施準備のための費用、広報周知のための費用、情報提供の取り組みに係る費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。観光案内所等の施設整備費については対象となりません。なお、国は１，０００万円程度を目途に支援する予定です。

また、本プロジェクトについては、平成１９年度予算の成立が前提となっており、本プロジェクトに係る国の負担については、予算の範囲内で実施されることとなります。

5．応募のための提出書類

プロジェクトの応募に際しては、協議会が中心となって、以下の①及び②の書類を別紙の様式に従って作成し、「６．応募期間」内に最寄りの国土交通省担当窓口に提出してください。

①応募申請書……【様式 1】

②事業計画書……【様式２－１】～【様式２－８】

6．応募期間

平成１９年１月２２日（月）から平成１９年２月２３日（金）までとします。

郵送による場合は、期間内に届くように送付して下さい。

なお、応募に当たっては、平成１９年２月９日（金）までに【案件登録様式】により、案件登録をすることが必要です。

7．応募要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

〇年間を通じて多くの観光客が訪れている、または今後訪れることが見込まれること。

〇ＮＰＯ等の関係団体や地域住民との連携など、官民一体となった推進体制があること。

〇地域の情報提供に関する課題を踏まえた事業の内容であること。

〇道路等を利用した外国人をはじめとする観光客への情報提供の高度化に資するものであること。

〇平成１８年度に実施した事業の内容（国土交通省ホームページ参照）を踏まえ、更に高度化を図ったものであること。また、平成１８年度に実施した事業に関連した事業を、地域を変えて実施する場合についても、地域特性を踏まえた独自性のあるものであること。

　なお、平成１８年度実施地域の応募は妨げないが、類似の事業を実施する場合には更なる高度化の内容について特に明確にすること。

〇ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する際は、あくまで既存の技術を原則すること。
（新技術の開発に係る費用は原則として本プロジェクトにおける国の負担の対象外）

〇公募対象事業に関連した地方公共団体、民間事業者等の独自の事業が必ず位置づけられていること。

8．実施地域の選定

（１）選定体制

国土交通省が計画書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、学識者等からなる委員会に実施地域の選定について諮り、委員会からの推薦を受けて、選定するか否かを決定します。

（２）選定のポイント

選定は、「７．応募要件」に加え、以下の視点に着目して行われます。

〇オリジナリティ、創意・工夫を有すること。

〇地域の自助努力を基本とするものであること。

〇複数の情報提供手段が効果的に連携したものであること。

〇的確な効果測定が行われること。

（3）対象事業

対象事業はプロジェクトの目的に資するものである必要があります。なお、個別事業の例示としては以下のようなものが考えられます。

・観光情報提供のための体制の構築
・通りの名前を利用した道案内
・携帯電話等を利用した歩行者の移動支援
・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
・観光活性化標識ガイドラインを踏まえた情報提供の充実
・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備
・観光案内施設によるきめ細かな情報提供

など

9. その他応募にあたっての留意事項

計画書のとりまとめにあたっては、計画書の内容及び記載方法等について各担当窓口で事前相談を受けることができます。事前相談を受ける際には各担当窓口へお問い合わせ下さい。

なお、応募締め切り後に国土交通省担当窓口によるヒアリングを実施します。実施場所や方法等については各担当窓口へお問い合わせ下さい。

また、原則として事前に道路管理者等の事業関係者と事業実施に係る調整をして下さい。

計画対象地域が重複もしくは隣接している場合には、案件登録後に実施内容等に係る調整をお願いすることがあります。

応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010122_.html　）

10. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課
〒060-8511　札幌市北区北８条西２丁目　011-709-2311
北海道運輸局企画観光部観光地域振興課
〒060-0042　札幌市中央区大通西 10 丁目　011-290-2722
東北地方整備局企画部企画課
〒980-8602　仙台市青葉区二日町 9-15　022-225-2171
東北運輸局企画観光部観光地域振興課
〒983-8537　仙台市宮城野区鉄砲町 1　022-380-1001
関東地方整備局企画部広域計画課
〒330-9724　さいたま市中央区新都心 2-1　048-600-1330
関東運輸局企画観光部観光地域振興課
〒231-0003　横浜市中区北仲通 5-57　045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課
〒950-8801　新潟市美咲町１－１－１　025-370-6687
北陸信越運輸局企画観光部観光地域振興課
〒950-8537　新潟市万代 2-2-1　025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課
〒460-8514　名古屋市中区三の丸 2-5-1　052-953-8129

中部運輸局企画観光部観光地域振興課
〒460-8528　名古屋市中区三の丸 2-2-1　052-952-8009
近畿地方整備局企画部広域計画課
〒540-8586　大阪市中央区大手前 1-5-44　06-6942-1141
近畿運輸局企画観光部観光地域振興課
〒540-8558　大阪市中央区大手前 4-1-76　06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課
〒730-8530　広島市中区上八丁堀 6-30　082-511-6134
中国運輸局企画観光部観光地域振興課
〒730-8544　広島市中区上八丁堀 6-30　082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課
〒760-8554　高松市サンポート 3-33　087-811-8309
四国運輸局企画観光部観光地域振興課
〒760-0068　高松市松島町 1-17-33　087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東 2-10-7　092-471-6331
九州運輸局企画観光部観光地域振興課
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東 2-11-1　092-472-2920
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課
〒900-8530　那覇市前島 2-21-7　098-866-0090
沖縄総合事務局運輸部企画室
〒900-8530　那覇市前島 2-21-7　098-866-0064

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時３０分から午後５時まで。